

泉南市空き店舗等活用対策事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内及び別に市長が定める市内の賑わいエリアにおいて、空き店舗等を活用して事業を開始しようとする事業者に対し、泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程(昭和48年泉南市規程第2号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において泉南市空き店舗等活用対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することによって、空き店舗や空き家を活用し、市内の商業施設等の空洞化の抑制、また活力と魅力ある商業の再生と振興を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「空き店舗等」とは次のとおりとする。

- 1 「空き店舗」とは、過去に営業していた実績があり、泉南市商工会が確認したものをいう。（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のものを除く。）
- 2 「空家等」とは、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（以下「空家等対策特別措置法」という。）第2条第1項に該当するものとし、改修により店舗又は店舗兼住宅（事業を営む区画（以下「店舗部分」という。）と居住の用に供する区画（以下「住宅部分」という。）を有し、店舗部分と住宅部分が明確に区別できる建築物をいう。）として活用できるものをいう。ただし、次に該当するものは除く。
 - ア 所有権に係る登記がなされていないもの
 - イ 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3項に規定する宅地建物取引業者をいう。）が業として賃貸又は売買の対象としていないもの
 - ウ 空家等対策特別措置法第2条第2項に該当すると市長が認めたもの

（補助対象者）

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 空き店舗等を活用し、積極的に事業を営む意欲のある者。
- (2) 泉南市商工会に加入し、継続して経営支援を行うことが可能な者。
- (3) 次条に規定する業種に属する事業を主たる事業として営む者。この場合において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するものを除く。
- (4) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、事業又は営業に直接携わること。
- (5) 申請者と空き店舗等の賃貸契約者又は買主は同一であること。
- (6) 市町村税を滞納していないこと。
 - 1 個人の場合は、個人に係るすべての市町村税を滞納していないこと。
 - 2 法人の場合は、法人及び代表者に係る市町村税を滞納していないこと。
- (7) 空き店舗等所有者と同一世帯員又は生計を一にする者、空き店舗等所有者の配偶者、二親等の血族及び姻族でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは泉南市暴力団排除条例（平成25年泉南市

条例第 18 号) 第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(9) 許認可等を必要とする業種の起業にあたっては、既に当該許可等を受けていること。

(10) 過去に同一店舗及び同一業種において、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(11) 市内に既にある店舗の単なる移転ではないこと。

(補助対象業種)

第 4 条 補助金の対象とする業種は、次の各号に掲げる業種とする。ただし、宗教活動又は政治活動を目的とする事業は除く。

(1) 日本標準産業分類 (令和 5 年総務省告示第 256 号) に定める業種のうち、別表 1 に掲げる業種

(2) その他市長が第 1 条に規定する目的に資すると認めた業種

(補助の対象経費及び補助金の額)

第 5 条 補助の対象経費及びその金額は、別表 2 のとおりとする。ただし、他の補助金等の交付を受けている経費については、補助対象経費から除くものとする。

(交付期間)

第 6 条 別表 2 補助項目 1 に対する補助金は、営業を開始した翌月から、24 月の間に限り交付する。

2 前項の規定に関わらず、泉南市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を修了した者に対しては、交付期間を 36 月とすることができる。

(交付の制限)

第 7 条 別表 2 補助項目 2 から 5 に対する補助は、事業開始初年度の 1 回限りとする。

(交付申請)

第 8 条 新たに空き店舗等に出店し、補助金の交付を申請しようとする者は、営業開始 3 月前から 14 日前までに、泉南市空き店舗等活用対策事業補助金交付申請書 (様式第 1 号) に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 9 条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる者に対し、泉南市空き店舗等活用対策事業補助金交付決定通知書 (様式第 2 号) を交付する。

2 市長は、前項に規定する審査及び調査の結果により補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに当該申請者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(遵守義務)

第 10 条 前条の規定により交付の決定を受けた者 (以下「補助対象者」という。) は、出店後 3 年以上、事業を継続しなければならない。

(変更、中止の承認申請)

第 11 条 補助対象者の変更や、事業費又は事業量の 10 分の 2 以上の事業計画を変更、若しくは中止しようとするときは、泉南市空き店舗等活用対策事業変更承認申請書 (様式第 3 号) を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助対象者は、別表 2 補助項目 1 については上半期 (4 月から 9 月) 及び下半期 (10 月から 3 月) の事業が完了したとき、また同補助項目 2 から 5 については、事業完了の日から起算して 90 日以内、又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに泉南市空き店舗等活用対策事業実績報告書 (様式第 4 号) を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 13 条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、泉南市空き店舗等活用対策事業補助金額確定通知書 (様式第 5 号) により、補助金交付対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 14 条 補助対象者は、前条の規定により確定した補助金の支払いを受けようとするときは、泉南市空き店舗等活用対策事業補助金交付請求書（様式第 6 号）に必要な書類を添付し、市長に請求しなければならない。

（補助金の交付時期）

第 15 条 市長は、前条の規定による補助金交付請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を交付するものとする。

（概算払）

第 16 条 市長は、前条の規定にかかわらず地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 162 条の規定により、補助金等の交付目的を達成するため又は補助事業等の性質上、別表 2 補助項目 2 から 5 については、事業の完了前に補助金等を交付する必要があると認めるときは、別に市長が定めるところにより、補助金等の交付決定額の全部又は一部を事前に概算払により交付することができる。

2 第 14 条の規定は、補助金等の概算払の請求について準用する。その際は、泉南市空き店舗等活用対策事業補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に請求しなければならない。

3 概算払を受けた者は、第 12 条に規定する実績報告書を提出する際に、泉南市空き店舗等活用対策事業補助金概算払精算書（様式第 7 号）を添えて提出しなければならない。

（決定の取消し）

第 17 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

（2）補助金等を他の用途に使用したとき。

（3）補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（4）法令等に違反したとき。

（5）その他補助事業等の実施に関して市長の指示に従わないとき。

2 前項の規定は、補助対象者等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合は、泉南市空き店舗等活用対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 18 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて泉南市空き店舗等活用対策事業補助金等返還命令書（様式第 9 号）により、その返還を命じなければならない。

2 市長は、補助対象者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命じなければならない。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

賑わいエリア（第1条関係）

第1条に定める賑わいエリアとは以下のとおりとする。

- 1 市内鉄道4駅を中心とした半径概ね500m以内の区域
- 2 府道樽井停車場樽井線沿いの店舗等（樽井駅から府道堺阪南線まで）
- 3 府道和泉砂川停車場線、市道信達樽井線沿いの店舗等（和泉砂川駅から国道26号線まで）

別表1（第4条関係）

大分類	業種名称
G	情報通信業
I	卸売業、小売業
L	学術研究、専門・技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
O	教育、学習支援業
P	医療、福祉

別表 2 (第 5 条関係)

補助項目		内 容	補助率	補助限度額
1	家賃	店舗等の 1 月分の家賃（敷金、礼金、仲介手数料等の賃貸借契約に要する諸経費及び光熱費は含まない。）とする。	1 / 2 ※ 2 / 3	1 月 3 万円 ※ 賑わいエリアについては 4 万円、さらに賑わいエリア内で特定業種を起業する場合は 1 万円増額する
2	店舗等改修費	(対象内) 1 既存設置物の処分に関する費用 2 改装費（内装、外装、給排水設備、空調及び電気照明等設置に要する費用） 3 設計に要する費用 4 店舗部分と住宅部分の分離に関する工事費 (対象外) 1 既存設置物を売却し対価を得る場合の処分に関する費用 2 建物本体に影響を与える増築、改築、外構、耐震工事等 3 店舗部分と住宅部分の分離又は統合と関連がない住宅部分の改修に関する工事費		50 万円 ※ 賑わいエリアについては 67 万円、さらに賑わいエリア内で特定業種を起業する場合は 5 万円増額する
3	備品費	(対象内) 事業実施のために必要で店舗内据え置きと判断できるもの（1 品 3 万円以上） (対象外) リース又はレンタルで調達したもの		
4	宣伝広告費	起業等に要する宣伝広告費（外注費含む）		
5	店舗等買取費	(対象外) 土地の購入費		100 万円 ※ 賑わいエリアについては 135 万円、さらに賑わいエリア内で特定業種を起業する場合は 30 万円増額する

※ 特定業種は、別表 1 の大分類 I のうち中分類 58 飲食料品小売業、大分類 M のうち中分類 76 飲食店、中分類 77 持ち帰り・配達飲食サービス業を指す。

※ 補助金の額は対象経費の 2 分の 1、賑わいエリアにおいては 3 分の 2、又は限度額のいずれか低い額とする。この場合において、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

※ 補助項目 2 から 4 は、対象経費を合算するものとする。

※ 店舗兼住宅における賃貸、改修及び買取の場合は、対象経費を店舗部分と住宅部分の面積により按分し、補助金の額を求めるものとする。

※ 消費税及び地方消費税額は仕入税額控除の対象となる場合は、補助対象経費に含めないものとする。